平成２５年（フ）第２５０５号
東京都港区芝浦２丁目14―13―406
債務者　村山　裕亮
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５０８号
東京都練馬区大泉学園町５丁目２―18―501
債務者　淺沼登志枝
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１２号
東京都港区南麻布２丁目14―21―205
債務者　木継孝太郎
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１４号
東京都大田区大森北３丁目42―４―503
債務者　石橋ひとみ
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１７号
東京都北区上十条４丁目６―16　手塚方102
債務者　小川　清美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１８号
東京都練馬区東大泉７丁目15―６―113
債務者　山口　智也
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２０号
東京都足立区西新井本町４丁目30―６―305
債務者　金沢晧・金沢東晧・Ｚｅｒｏ―Ｄｉｏこと　金　　東晧
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２５号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南１丁目29―９
債務者　内山幸二郎
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２６号
埼玉県さいたま市岩槻区西原５―184―107
債務者　西山　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２７号
東京都町田市金井４丁目21―11　ウイングヒルズ４－２
債務者　寺戸　　忍（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５３４号
東京都江戸川区松江１―24―３　株式会社クレワ内、住民票上の住所東京都江戸川区中央２丁目４―17
債務者　渡邉真理代
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５３６号
東京都新宿区新宿６丁目17―９―203
債務者　有山　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５４１号
東京都台東区浅草３丁目30―９―305
債務者　渡邉　茂樹
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５４２号
東京都足立区加賀２丁目31―７―105
債務者　諸星　一雄
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５４５号
東京都調布市下石原３丁目25―３―103
債務者　梅澤　貢一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５４６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目７―16―201
債務者　小菅みゆき
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部